

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	市営住宅等の管理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和4年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法、東大阪市営住宅条例(以下、「市営住宅条例」という。)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び東大阪市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1、入居の申込みの受理、当該申込みに係る事実についての審査又は当該申込みに対する応答に関する事務 2、同居の承認の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 3、入居者の地位の承継に係る承認の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 4、家賃の決定、収入の申告の受理、当該申告に係る事実についての審査若しくは当該申告に対する応答、敷金の徴収、金銭の徴収又は収入状況の報告の請求等に関する事務 5、家賃又は敷金若しくは割増賃料の減免若しくは免除又は徴収の猶予の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 6、住宅の明渡しの請求に関する事務 7、高額所得者に対する住宅の明渡しに係る期限の延長の申出の受理、当該申出に係る事実についての審査又は当該申出に対する応答に関する事務 8、割増賃料の徴収に関する事務 9、収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークシステムを利用した情報の照会を行う。
③システムの名称	市営住宅管理システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表第一の19の項若しくは35の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条若しくは第26条 番号法第19条第8号、番号法別表第二の31の項若しくは54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条若しくは第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の31項及び54項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条 (情報提供の根拠) 提供しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建築部 住宅改良室
②所属長の役職名	住宅改良室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市建築部住宅改良室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない